

講座名: Web開発スタンダードコース
指定講座番号: 1312017-2320011-7
教育訓練実施者名: 株式会社RUNTEQ
教育訓練施設の名称: RUNTEQ

専門実践教育訓練給付制度のご案内 ～RUNTEQで未来を切り拓くあなたへ～

指定番号について

お手続きに必要な番号は以下の通りです。

なお、直近の受講開始日および受講終了日については RUNTEQ公式サイトをご確認ください。

<https://runteq.jp/>

教育訓練施設の名称	RUNTEQ
教育訓練実施者名	株式会社RUNTEQ
指定講座番号	1312017-2320011-7
講座名	Web開発スタンダードコース

目次

- P4 [1. はじめに:この制度をご存知ですか？](#)
- P5 [2. 給付対象の条件を確認しましょう](#)
- P6 [3. 支給時期について](#)
- P7 [4. 失業給付\(基本手当\)を受け取る予定の方へ](#)
- P8 [5. ご入学日までの手続きの流れ](#)
- P9 [6. 受給資格確認手続きについて](#)
- P10 [7. 受給資格確認時の提出書類](#)
- P11 [8. 受講認定基準・修了認定基準について](#)
- P12 [9. よくあるご質問 \(FAQ\)](#)
- P13-14 [10. 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について](#)

1. はじめに:この制度をご存知ですか？

「専門実践教育訓練給付制度」とは？

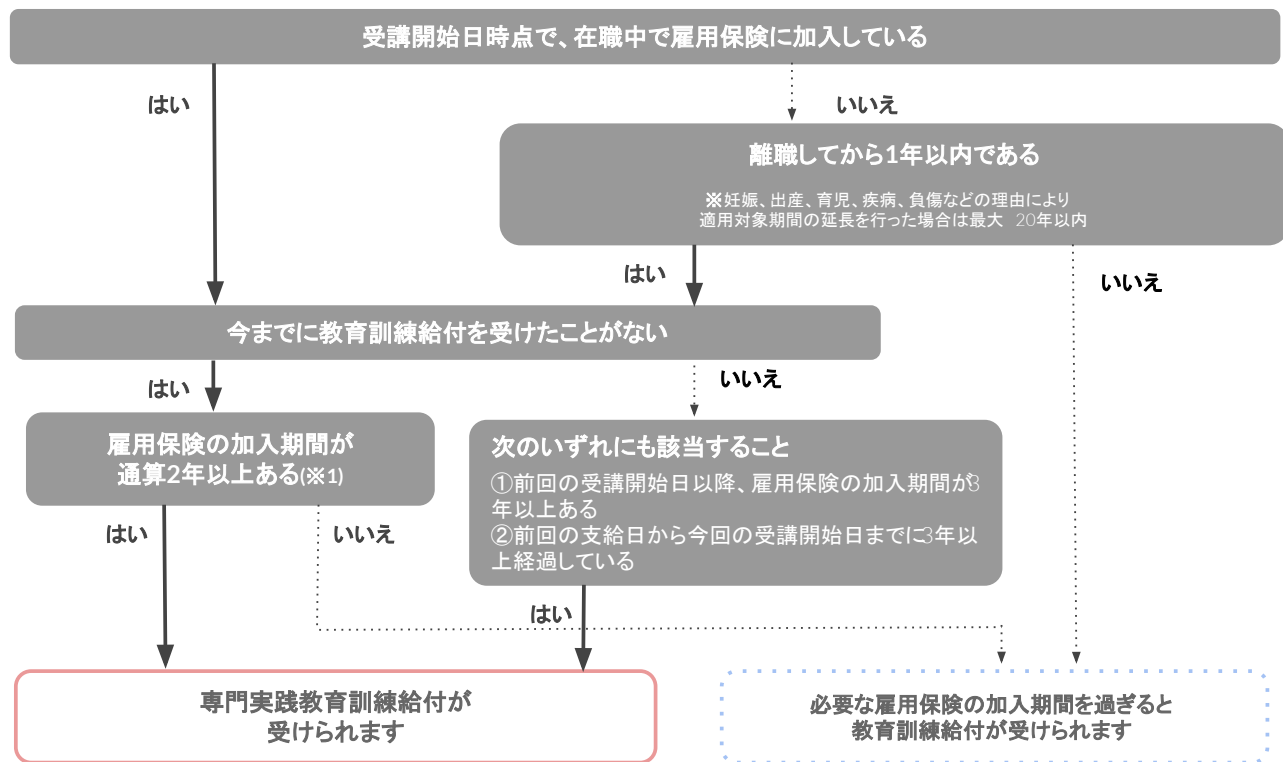
- 働く方の主体的なスキルアップを支援し、雇用の安定と再就職を促進する、国の雇用保険の給付制度です。
- 厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合、受講費用の一部がハローワークから支給されます。

自分も対象になるか不安な方へ

- 支給対象条件に、**転職するかどうかは含まれません**。詳しい条件については本資料の「2. 給付対象の条件を確認しましょう」をご確認ください。

2. 給付対象の条件を確認しましょう

※パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象となる場合があります。



(※1)雇用保険の加入期間は、複数の会社での加入期間を合算できます。

ただし、転職の際に離職期間が1年を超えている場合は合算できない場合がありますのでハローワークへご確認ください。

3. 支給時期について

「Web開発スタンダードコース」の場合（最大80%の給付）

- 受講中（50% 支給）

受講者自身が支払った受講費用の 50%が、約6ヶ月ごとに支給されます。

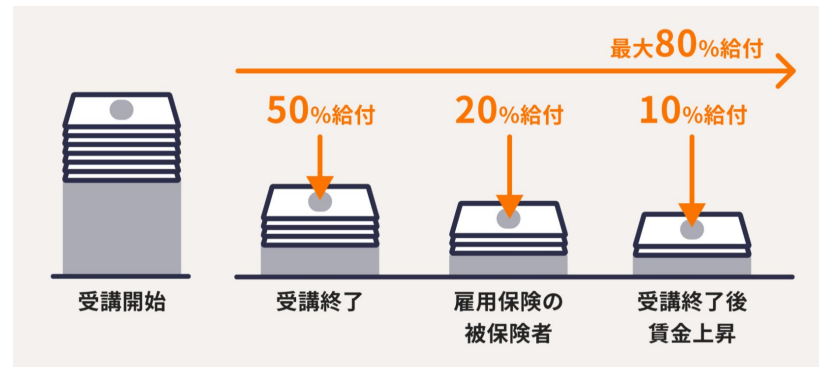
- 修了後（+20% 追加支給）

訓練修了後に以下のいずれかに該当する場合、受講費用の 20%が追加で支給されます。

- 修了日の翌日から1年以内に、雇用保険の被保険者として雇用された場合
- 雇用を継続したまま受講を修了した場合

- 賃金上昇時（+10% 追加支給）

上記に加え、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合、教育訓練経費の 10%が追加支給されます。



4. 失業給付(基本手当)を受け取る予定の方へ

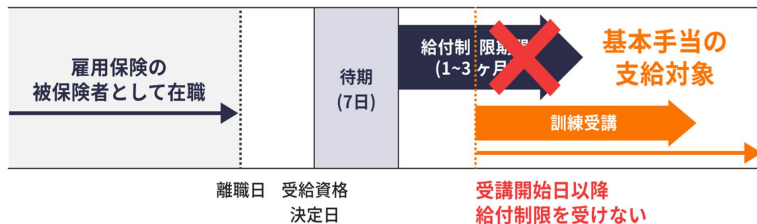
教育訓練を受けてない場合



離職前1年以内に教育訓練等を受けたことがある場合



離職日以後に教育訓練を受ける場合



通常、自己都合で退職した場合の失業給付(基本手当)の受給には、7日間の待期期間 + 1~3ヶ月の給付制限期間があります。

この期間は失業給付が支給されません。

しかし、リスキリングのために教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限期間が免除され、待期期間満了後すぐに失業給付の受給が可能となります。

また、離職後だけでなく離職前(1年以内)に受講された場合でも対象となります。

5. ご入学日までの手続きの流れ

1

「Webスタンダードコース」の入学申し込みをする

無料カウンセリング後にご案内しているメールよりお手続きいただけます。

2

訓練前キャリアコンサルティング予約する

申込フォーム: <https://carigaku.mhlw.go.jp/icc/ccform2/>

全国どこのハローワーク、キャリア形成学び直し支援センター、オンラインでも受けることができます。

ハローワークの場所・受付時間を調べる場合は [こちら](#)

3

ジョブカードを作成する

キャリアコンサルティング当日までに様式 1～様式3までのジョブカードをご準備ください。

【作成方法】

- ①ハローワークで様式の用紙を受け取り、記入する。
- ②[「マイジョブ・カード」サイト](#) で様式の用紙をダウンロードし記入する。
- ②[「マイジョブ・カード」サイト](#) でオンラインでジョブ・カードを作成する。

4

訓練前キャリアコンサルティングを受ける

5

受給資格確認手続きをする ※詳細は次ページ以降参照

受講開始日(=入学日)の 2週間前までに、お住まいを管轄するハローワークまたは電子申請で行います。

- ・電子申請方法は [こちら](#)
- ・ハローワークの場所・受付時間を調べる場合は [こちら](#)

6. 受給資格確認手続きについて

直近の受講開始日および受講修了日について

RUNTEQ公式サイトをご確認ください。

<https://runteq.jp/>

受給資格確認手続きの締切について

RUNTEQの受講開始日の2週間前までにハローワークでの受給資格確認手続きを行う必要があります。お手続きが間に合わない場合は、まずハローワークにご相談ください。

受講開始日の手続き締切までに受給資格確認手続きを行うことができない場合は、RUNTEQにて受講開始日変更等の対応ができる場合がございますのでお気軽にお問い合わせください。

7.受給資格確認時の提出書類

- 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票

【入手方法】

- ① ハローワークで発行
 - ② [オンラインで発行](#)
 - ③ [e-GOV電子申請PCアプリ](#)（発行と申請を一括で行うことができます）
- ジョブカード（訓練前キャリアコンサルティングでの発行から 1年以内のもの）
 - 本人・住居所確認書類及び個人番号（マイナンバー）確認書類
 - 通帳またはキャッシュカード
 - 写真 2 枚（※支給申請の際にマイナンバーカードを提示できる方は不要）

8.受講認定基準・修了認定基準について

受講期間内に受講認定基準・修了認定基準を満たした方へ、支給申請に必要な受講証明書・修了証明書の発行をいたします。

受講認定基準

- 導入STEPから基礎STEPまでの全カリキュラムを修了していること

修了認定基準

- 導入STEPから応用STEPまでの全てのカリキュラムを終了していること
- 卒業制作においてWebアプリケーションのMVPリリースしていること

もし6ヶ月目の支給申請のタイミングで受講認定基準を満たせなかった場合でも、受講修了日である9ヶ月後のタイミングで修了認定基準を満たしていただければまとめて支給申請が可能です。

9.よくあるご質問 (FAQ)

Q.転職は必須条件ですか？

A. 支給対象者の条件は「雇用保険の被保険者であること」であり、転職の有無は問いません。詳しい条件については本資料の「2. 給付対象の条件を確認しましょう」をご確認ください。

Q.アルバイト(パート)ですが制度の適用を受けられますか？

A. はい、会社の雇用保険に加入していた場合は適用対象となります。

Q.ハローワークでの受給資格の確認や申請の手続きと、RUNTEQの入学申込はどちらを先に行えば良いですか？

A. どちらが先でも問題ありませんが、RUNTEQの対象コースの入学申込を先にさせていただくとスムーズです。もしお手続きのスケジュールについてご不安がある場合は、お気軽にご相談ください。

Q.受講料を分割払い(分割払のクレジット契約)にした場合、給付を受けられますか？

A. はい、受けられます。ただし、クレジット会社に対する手数料(金利)は「教育訓練経費」の対象外となりますのでご注意ください。

Q.受講者本人以外(家族・親族等)の名義で受講費用を支払った場合でも、給付を受けられますか？

A. 教育訓練経費の対象は、「受講者本人が自らの名義で直接支払った受講料」に限られます。そのため、RUNTEQの契約者と異なる名義での支払いは、給付対象外となります。

10.教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について (1/2)

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

10.教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について (2/2)

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。
また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

参考資料

厚生労働省

- [教育訓練給付制度について](#)
- [専門実践教育訓練給付金に関する FAQ](#)